

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号の内容

法令	随意契約できる場合の定義
1号	地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
2号	性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
3号	身体障害者授産施設等から物品を調達、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約 ・身体障害者授産施設において製作された物品を県財務規則で定める手続により買い入れる場合
4号	知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約 ・新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、「滋賀県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度（滋賀県新商品パイオニア認定制度）」により認定を受けた者が新商品として生産する物品を、県財務規則で定める手続により、買い入れる場合
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき ・災害等客観的事由により急迫を要する場合で競争入札に付する暇がなく、競争入札に付すると契約の目的が達せられないもの
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき ・同一構内において（隣接地は含まない。）工事を施工中、当初想定していない事由により他の工事を必要とするに至った場合等で、これを同一請負人に施行させることが有利であると認められる場合
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき ・相手方が多量にストックを所有し、または工事に使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有する等により、他に比べて著しく低価で契約することができる場合
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき

滋賀県財務規則第219条

主なもの

- |              |       |
|--------------|-------|
| ・ 工事または製造の請負 | 250万円 |
| ・ 財産の買入れ（物品） | 160万円 |
| ・ 以外のもの（委託）  | 100万円 |